

## 介護従事者の処遇改善を求める意見書

超高齢社会を迎え、介護のニーズが高まる中で介護労働者の数も年々増加しているが、「低賃金・重労働」という介護現場の実態は、介護を担う職員の確保を困難にし、高い離職率の原因となるなど深刻な人員不足を引き起こしている。

介護職員の不足は介護保険制度の根幹にもかかわる重大な問題であり、その原因となる介護職員の処遇改善は喫緊の課題である。これまでも介護職員の処遇改善策は実施されてきたが、抜本的な改善に結びついていないことは厚生労働省の賃金構造基本統計調査の介護職員の賃金推移を見ても明らかである。

厚生労働省は、高齢化のピークとなる2025年には237～249万人の介護職員が必要となると推計し、そのためには、1年あたり6.8～7.7万人の増員を必要としていることから、安全・安心の介護を実現するためには介護職員の人員確保は不可欠の課題である。

全国労働組合総連合の「介護労働実態調査」では、介護労働者の平均賃金は全労働者平均よりも9万円も低い状況となっている。国は「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」を成立させたが、一刻も早く国の責任で介護職員の処遇を引き上げるとともに、介護職以外の職種についても、介護職と同様に処遇の引き上げが必要である。

よって、国におかれては、介護労働者の確保を図り、安全・安心の介護保険制度を実現していくために介護従事者の処遇改善を図る対策を講じられるよう、次のとおり要望する。

- 1 介護従事者の処遇を抜本的に改善すること。処遇改善の費用については、保険料や利用料に転嫁せず、国費で行うこと。
- 2 処遇改善の対象職員を介護職以外の職種にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

伊勢原市議会